北海道告示第10102号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に 掲げる職にある者に委任する。

令和6年1月30日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その19)

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付す べき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提出 先	補助金等 の交付に 関する権 限の委任	摘	要
1 へき地医療対策事業(運営費) へき地医療拠点病院が、へき地医療を確保 では、の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出 先 保健福祉部 地域医療 進局地域 療課			
1 運営費									
(1)へき地医療拠点病院運営事業	知事が指定 した病院 類点病院 開設者	へき地医療拠点 病院の運営医療 でとかった。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	10分の10以内 (他の あ	保福第1の16号様式式式電第1の18号様式式式式電第1の20号様式で福第1の32号様では、 保福第1の32号様では、 保福第1のが除く、 (申請者を様式である場合を様式である場のは、 保福第35号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式 別に指示する様式				

(2)へき地診療所運営事業	日、人生厚組社北業他と 日、人生厚組社北業他と 日、人生厚組社北業他と	へき地診療所の 運営に要する経費 (事務費、研究費、 医療費及び情報通 信機器等経費)	3分の2以内の (** ののとのでは、 (** ののとのでは、 (** ののとのでは、 (** のののでは、 (** のののでは、 (** のののでは、 (** のののでは、 (** ののでは、 (** ののでは、) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。) 。。) 。。) 。。) 。。 。) 。。 。) 。。 。) 。 。) 。 。 。) 。 。 。) 。 。 。 。) 。 。 。 。) 。 。 。 。) 。 。 。 。 。) 。 。 。 。 。) 。 。 。 。) 。 。 。 。 。 。) 。 。 。 。 。 。 。) 。 。 。 。 。 。) 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。) 。	保福第1の2号様式式 保福第1の18号様式式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様 (中請者が除る (中請者を (中 ある場 (中 ある 場 (中 は る は に る は に る は に る は に る は る は に る は る に る に	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式式 保福第1の31号様式 保福第11号様式 保福第14号様式 別に指示する様式 別に指示する様式	
(3)へき地患者輸送車運行事業	本社恩会生合会海協地事該地設市赤会賜、農連福道会診業当診者村字祉団海協会法会び所要る所村字祉団海協会法会び所要る所と、社法済道同、人事へ運件への、社法済道同、人事へ運件への	へき地患者輸送 車の運行に要する 経費	2 分	保福第1の2号様様式式式式電第1の16号様様様式式式式式電第1の18号様様様保福第1の32号様保福第1の32号時代表面である。 保福第1の32号時代の (申請合を付いる) 保福第393号様式 保福第393号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第393号様式 保福第394号様式 別に指示する様式	
(4)へき地診療所 医師派遣強化事 業	市町村、日本赤十字社、 社会福祉法人 恩賜財団済生 会、北海道厚	へき地診療所へ の医師派遣に必要 な経費	2分の1以内 (寄附金その 他の収入があ るときは、補	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第484号様式 保福第485号様式	

	生農 書品 組 社 北 会 福 道 会 不 が 適 知 認 め る 者		助金等の額の 算 定 に 当 寄 内 似 の ま に 当 下 の 他 の 性 除 を 行 う 。	ある場合を除く。) 保福第483号様式 保福第484号様式	別に指示する様式			
2 へき地医療対策事 業(整備費) へき地における医 療の充実と確保を図 るため、予算の範囲 内で補助する。						提出部数 提出期限 提出 先	正副1部 別に日健域日 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
(1)へき地診療所施設整備事業	方人共を同赤会賜北業合祉社及事め市独及団含じ十福財海協会法会びがる村行地の。)社法済厚組社北業の当等政方組以日、人生生合会海協他と、 世法公合下本社恩、農連福道会知認	との増が診をのびへ改に又及るとの増が診をのびへ改に又及るし各改著療来に改き修要はび経の光にい。既療く工請に要新朽め支る)存所。事負要な築度、障も及のの)費費す次、度、障も及のの)費費す	2 (他あ補のり金入を の 1 以 そ額はの当寄の除 以 そ額はの当寄の除 のが、額た附収等	保福第1の16号様様 保福第1の18号様様様様様 保福福第1の32号様様様様様様 保福福第1の32号様様 保福福第1者がを 保福福第十る 高部は のが のが のが のが のが のが のが は は のが は は は のが のが は は は は に は に は に に に に に に に に に に に に に	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式			

		合室、看護師居 室、玄関、 等) (2)医師住宅 (3)看護師住宅 2 ペリポート工 備に必要事 費 で必工事請負					
(2)へき地診療所設備整備事業	市本会賜、農連福道会知認时未祖団海協会法会びがる等社済道同、人事そ適者のは、人生厚組社北業の当	へき地診療所と して必要な医療機 器購入費	2分 (他あ補のり金入を の 附収と金定当ののう か を のる助算、そ額行 の のが、額た附収等	保福第1の2号様様式式式電第1の18号様様様様様に福福第1の20号様様様様に電額第1の32号様は保福福第1の32号様がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
(3)へき地患者輸送車整備事業	市赤福財北業合福道 日社恩会集連会海 は 一本会賜、農連会海 は 一、、、、人生厚組び人事	患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費	2 分 (他あ補のり金入を の 1 と金に該他控 の 1 を額はの当寄の除 のが、額た附収等	保福第1の2号様式式式電第1の16号様様式式式電第1の18号様様様様に電額第1の20号様は保福額第1の32号様は保福額第1のが下降では、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		

3 遠隔医療業 機器整備事務を実施療 通信隔医療事務を実施療 通信隔壁に差解を を実施療を 地域 の質を とを を の を の を の の を の の の の の の の の の の	方独立行政 大独 特別 大地方 が知る 大い地 が記さ はる でいる でいる でいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる の	に必要なコンピュ ータ及び付属機器 等の購入に要する 経費	2分の1 公子の1 公子の1 公子の1 公子の1 公子の1 公子の2 会会に該他なり、そののが、額に対した。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除 く。) 保福第33号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 その他別に指示する 書類	提出期限	1部 別に日 保健域局 地域局 地域局 譲 た で で で で で で で で で が が り で り で り で り で り	
4 営費にないとのででは、「大学・日本のでは、「日本のでは、「大学・日本のでは、「大学・日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、日本のでは、「日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	特別措置法た 定 力 災 等 力 災 基 ず く 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	原係会ニスを費、役の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	の算定に当た	保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数提出	1部別の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	
5 専門医認定支援事業 新たな専門医の仕 組みが円滑に構築さ れるよう、指導医派 遣等を行う医療機関	認める者 1 医療法(昭	(代替医師雇上及 び出張指導)に必 要な次に掲げる経	2分の1以内 (寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出期限	1部 別に指示す る日 保健 福祉部 地属地域医 進局地域医	

に対する支援を行う 支援を門のより、 の質が、 の質が、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	第205号の5号の5号の7年を院所 医条基を院所 医条基を所 医条基を所 医条基を所 医条基を所 のづしの かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かん	(3) 非常勤職員手当 (4) 旅費	の算定に当たり、当該寄附金その他の性別でであるののでである。)				療課		
6 関係 では、	市町村(札幌市を除く。)	1 の報だ用れる等年支に費費耗印熱)信料使料機実酬し職る)(度給限、、品刷水、運)用、大人会員も、た任さる報需費製費役搬、料備、大人会員も、た任さる報需費製費役搬、料品、水、務費委及品質、工業、工業、 (費、繕(保料賃費事要(度給限手会員も共、(費、繕(保料賃費業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業なた任さ、当計への済旅消、光料通険、借業などの	3(ス検己分は以 (他あ補のりそ金行の炎診に担つ分 寄のる助算当ののうりが収と金定該他控。)以イ無る当いの そ金はの当附収等以イ無る当いの のが、額た金入を内ル料自額で10	保福第1の18号様式 保福第260号様式 保福第260号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第260号様式	提出期 提出 出 先	1別る総又(室保(小館川で福安保部に日合は保又健樽市市は祉全健指 振振健は室市及に、部局課示 興興行地)、びつ保健地)	総局振(象川館小あを合長興補者市市樽る除振又局助が、及市場く。興は長対旭函びで合)	

	2 健康相談事業		1] [
	の実施に必要な					
	報酬、給料(た)					
	だし会計年度任					
	用職員へ支給さ					
	れるものに限					
	る)、職員手当					
	等(ただし会計					
	年度任用職員へ					
	支給されるもの					
	に限る)、共済					
	費、報償費、旅					
	費、需用費(消					
	耗品費、燃料費、					
	印刷製本費、光					
	熱水費、修繕					
	料)、役務費(通					
	信運搬費、保険					
	料)、委託料、					
	使用料及び賃借					
	料、備品購入費					
	3 健康診査事業					
	(陽性者のフォ					
	ローアップ事業					
	を除く)の実施					
	に必要な報酬、					
	給料(ただし会					
	計年度任用職員					
	へ支給されるも					
	のに限る)、職					
	員手当等(ただ					
	し会計年度任用					
	職員へ支給され					
	るものに限る)、					
	共済費、報償費、					
l I	六份貝、邗貝貝、	I	1	I		

旅費、需用費(消			
耗品費、燃料費、			
印刷製本費、光			
熱水費、修繕			
料)、役務費(通			
信運搬費、手数			
料、保険料)、			
委託料、使用料			
及び賃借料、備			
品購入費、負担			
金			
陽性者のフォロ			
ーアップ事業に			
必要な旅費、需			
用費(消耗品費、			
印刷製本費)、			
役務費 (通信運			
搬費)、委託料			
4 訪問指導事業			
の実施に必要な			
報酬、給料(た			
だし会計年度任			
用職員へ支給さ			
れるものに限			
る)、職員手当			
等(ただし会計			
年度任用職員へ			
支給されるもの			
に限る)、共済			
費、報償費、旅			
費、需用費(消			
耗品費、燃料費、			
印刷製本費、光			
熱水費、修繕			
料)、役務費(通			

		信料使料 推に給計への員し職る報使料耗印役運)用、総進必料年支に手会員も償用、品刷務費委及品的業なた任さる等年支に、及用、本人の職が開なの報だ用れ)(度給限が費議費託保料賃費保実酬し職る、た任さ)費賃(費)料除、借 健施、会員も職だ用れ、、借消、、料除、借 健施、会員も職だ用れ、、借消、、料					
業 保護施設等が実施 する入所者等(当該 施設等の入所者、利 用者及び職員をい	救護施設、更 生施設、治療 生施設、後事 生施設、 (社会含む。)、 無料低額知 を を の 当 と る も の も と る も る る る る る る る る る ら る ら る ら る ら る ら	等報用印費水役通料託借、30万十分の	10分 (他あ補のり金入を) おのる助算、そ金に変化控のののが、額た附収等	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 を は 先 保健福祉部福祉局地域福祉課	

		品を除く。)、負担 金、補助金及び交 付金						
8 重度特別が以上では事者では一個では、	市町村	当該年度の国庫 負担基準超過額	10分 10以 その 10以 その 10以 その 10以 その 10以 その 10以 その 20 年 10 年	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出期限 提出 先	1部 別日 保健福 福 福 日 福 祖 日 祖 祖 日 祖 祖 日 祖 社 出 出 出 出 出 出 出 は は は は は は は は は は は は	書合又局しするに、興振経提と
9 用 第19条 19条 19条 19条 19条 19条 19条 19条 19条 19条	市町村 (指 定都市及び中 核市を除く。)	当該年度の国庫 負担基準超過額	4 分	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出出期 提出 出 先	1 部に日 保 福 い 者 保 福 社 保 福 計 保 福 計 保 祖 計 保 継 報 課	書合又局しす、興振経提とと、興・田出。